



いとう まい

〒659-0064 芦屋市精道町 7-6 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001
〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町 7-15-612 TEL&FAX 0797-62-8228
Mail: ito-mai@pb3.so-net.ne.jp HP: <http://www.ito-mai.com>



南芦屋浜 教育施設用地の購入費 20億円の補正予算が行われました

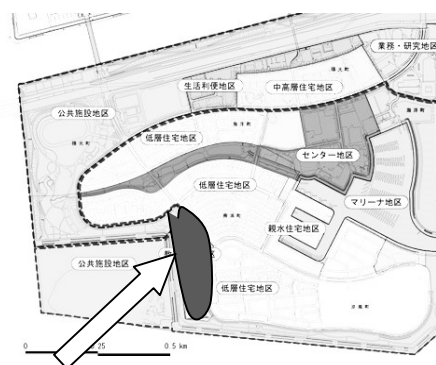
- 南芦屋浜の開発当初から「教育視施設用地」の名称で小学校&幼稚園の予定用地として確保していた土地 2.7ha (現ミズノスポーツプラザ) を約20億円で購入する為の補正予算が行われました。
- この土地は小学校ではなく、民間事業提案により、サッカー兼フットサルコート、テニスコート、子ども園、地域の交流施設などが建設される予定です。

<土地の経緯>

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 平成5年 | 学校建設を目的として「教育施設用地」として確保。 |
| 平成26年 夏 | 開発者である兵庫県から芦屋市に対して、土地の取扱いについて打診 |
| 平成26年12月 | 小学校と子ども園を建設するために、土地の購入を表明 |
| 平成27年 3月 | 小学校建設中止を表明 |
| 平成27年11月 | 教育施設用地としての購入を表明 |

<今後の計画>

- | | |
|-----------|--|
| 平成28年 3月 | 土地の契約議案審査&用地取得 |
| 平成28年度 | 芦屋市とミズノスポーツプラザ間の
契約により現状維持 (～平成29年度末) |
| 平成28・29年度 | 事業計画・事業者選定 |
| 平成30年度 | 新施設の供用開始 |



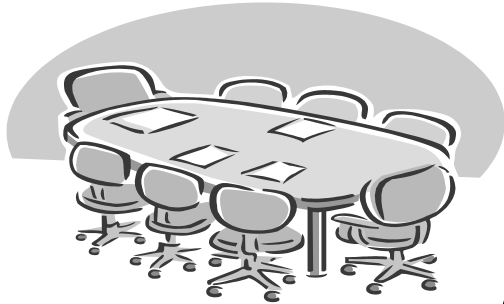
[南芦屋浜地区 教育施設用地]

<いとうまいの考え>

いとうまいは、この土地を購入する予算議案に反対をしました。
芦屋市と兵庫県は南芦屋浜地区のまちづくりプランの中で、当地を長らく小学校・幼稚園の用地と位置付けきた経緯があるため、大変に悩みました。
しかし、小学校建設がなくなり、「明確な目的の無い土地の購入」には疑問を感じました。一時的に市の借金は500億円まで減少していますが、少子高齢化により今後の財源確保が難しくなる一方、社会福祉費の増大や中学校建替えをはじめ老朽化施設への対応、毎年の施設の維持管理費等、益々施策の選択と優先順位の明確化が必要だと考えます。
地域のコミュニケーションの場と防災施設については、集会所機能を備えた国際交流センター、避難所機能がある総合公園と高層の洋陽町市営住宅で対応が可能であると考えます。
また「子ども園」は、利便性を考えると南芦屋地区の中心地への検討が可能だとも思います。

<<12月議会で決まったこと>>

本会議・委員会ともに審議時間の長い議会となりました。



◆一般会計の補正が行われました。

歳出、歳入ともに約9千270万円追加し、総額が約441億7250万円となりました。

(主な補正内容)

- ・職員数確定による給与費等 +8126万円
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金追加
約+344万円
- ・南芦屋浜教育施設用地鑑定料 +110万円
- ・特別会計 都市再開発事業繰り出し金追加
約+140万円

◆体育館・青少年センターの設備使用料が一部変更となりました。

平成28年3月末まで予定されている同センターの改修に伴い、使用料が決定しました。

<新設施設(多目的室3)>

9:00~11:50	12:00~14:50	15:00~17:50	18:00~20:50
2,000円	2,000円	2,000円	3,400円

<新設施設(アリーナ空調設備)>

1単位(30分)	700円
----------	------

*半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料は半額となります。

<料理室→多目的研修室に変更>

9:00~11:50	12:00~14:50	15:00~17:50	18:00~20:50
800円	800円	800円	1,500円
(1,800円)	(1,800円)	(1,800円)	(2,500円)

* () は旧料金

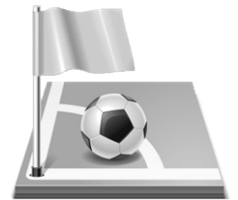


◆総合公園「第2スポーツコート」の供用時間・使用料金の改正が行われました。

同コートの改修に伴い、時間を午後10時(現行9時)までの延長と使用料を変更します。

使用料		超過料金
平日	9:00~12:00 1時間 2,000円	1時間増すごとに 2,000円
	12:00~18:00 1時間 5,000円	1時間増すごとに 5,000円
	18:00~22:00 1時間 6,000円	1時間増すごとに 6,000円
土日・休日	9:00~22:00 1時間 6,000円	1時間増すごとに 6,000円

* これまではコートの未使用時に無料で一般に開放していましたが、改正後は、お1人あたり500円/時間を徴収することになりました。



* 学生に対しては、曜日&時間を定めて無料開放を行う予定(詳細未定)

* コートを改修し、近隣施設使用料との均衡を図るため、使用料が値上がりします。

◆国民保険料の改正を行います。

中間所得者への保険料負担の均衡を図るため、保険料の限度額を上げます。

- ・国民保険料の基礎賦課限度額
520,000万円(現行は510,000万円)
- ・後期高齢者支援金など賦課限度額
170,000万円(現行は160,000万円)
- ・介護納付金賦課限度額
160,000万円(現行は140,000万円)

◆芦屋市庁舎北・南館内外装改修工事の事業者が決定しました。

(主な事業内容)

- ①北・南館のトイレの改修
- ②北館照明のLED器具への取替
- ③北館外装改修 ④太陽光発電施設設置
- ⑤北・南館の執務スペースの間仕切り改修
- ⑥2階渡り廊下の屋根の設置



契約金額: 約7億1740万円

契約企業: 株式会社 シマ

工事期間: ~平成28年3月31日

いとうまい 12月 一般質問

時代変化に対応した 芦屋霊園運営を

質問・Question

- ①60年が経過し施設の老朽化や参拝者の高齢化に対応する、霊園の大規模整備が予定されているが、その内容は？
・墓所の不足に加えて、墓守の減少や終活による多様なニーズに対応するため、「納骨堂」建設を要望
- ②現在使用されていない墓所を調査し、他の希望者に使用してもらうべきでは？
- ③使用されなくなった墓所の返還を促進するために、返還時に使用料の一部返還を検討しては？
- ④利用の申請対象を市内居住年数や申込み年齢などの見直しをすべきではないか

回答・Answer

- ①整備については、管理棟・香花売場を含めて整備を行うが、規模などは今後決定する。
・納骨堂や合葬式墓地など建設の検討が、必要だと考える。
- ②これまでに、使用の自然消滅や取り消しは2件あったが、今後は調査も行いたい。
- ③これまで、返還して頂いた方には、使用料を返還していないので、公平性の点から行わない。
- ④申請対象者の見直しは他市の現状調査し、検討を行う。
* 来年度、霊園についての意識調査のアンケートを行い、ニーズに見合った対応を行う。



遊休施設を利用した 起業家支援について

質問・Question

- ①国際文化住宅都市における商工業のあり方について
- ②商工業に対する支援施策は？
- ③北九州市の事例を踏まえた、遊休施設を活用した起業家支援を要望。



回答・Answer

- ①快適な暮らしに、商工業の活性化は不可欠。新たな創業者を支援し、商工会と協働して後継者育成に取り組みたい。
- ②・県の協力を得た「国際フロンティア産業メッセ」で、市内商業や商品を紹介。
・「セーフティネット保証制度」により融資認定の即日交付。
・商工会との共催で起業家への「芦屋創業塾」の実施。
- ③「商店街の空き店舗」を再利用する場合の家賃補助制度を紹介しているが、他市の事例も研究し、商工業の活性化を図りたい。

<いとう まいの考え>

既存の遊休施設を、安価家賃設定が可能な「シェアオフィス等」として活用することによって、これから起業を考えている方、NPO等に支援が出来、それが市内の商工業の活性化に繋がると考えました。同じスペースに同・異業種が集まることにより、それぞれの人の感性や技術、知識などが集まり、新しいアイデアや価値を生み出すことが可能となると考えます。

★ 北九州市への視察 ★

「建設公営企業委員会」で、「まちづくりリノベーション」施策を視察してきました。

この施策は、官民連携で遊休店舗をリノベーション（改修）し、商業の活性化に繋がっているもので、今回の質問に大変参考になりました。

屋外広告物条例について

「市章を取り外す？」とうテレビ報道によって、多くの方にご認識いただいた条例です。規制を受ける方に対して「理解を得るための丁寧な取り組み」が大きな議論となりました。



＜これまでの取り組み＞

芦屋市は景観を向上するために、これまでも多くの取り組みを行ってきました。

- ・市内全域を「景観地区」に指定
- ・芦屋川周辺を「特別景観地区」に指定
- ・景観行政団体に移行し「景観計画」を策定
- ・景観行政団体に移行し「広告物条例」条例を策定し、今議会に上程

＜市章を取り外す？＞

多くの方から、「市章を取り外すべきでない。」とお声を頂いておりますし、私も同意見です。

行政としては、多くの方に規制をお願いするので「範を垂れる」という想いがあったようですが、取り外さない意向を確認しました。

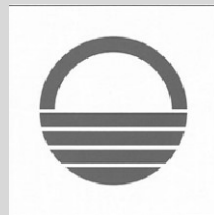
一方、「議員の看板」も規制の対象外ですが、疑問視するお声もあり、悩ましく感じています。

＜これからの取り組み＞

- ・条例の措置期間として3年～5年を設定。
- ・長期的施策としては、市内の無電柱化も検討されています。

＜条例の目的＞

「国際文化住宅都市」として、緑豊かな景観と住環境の向上を目指した施策です。



＜条例の継続審議＞

審議に際して、規制を受ける立場の商工会から、「条例について説明不足であり、慎重な議論を求める」要望書が提出されました。

これを受けて、委員会審査では、継続となりましたが、本会議において、条例の周知期間を長く設けるために、施行日を平成28年4月1日から、平成28年7月1日へ修正が行われ、可決されました。

改めて伝達方法の難しさを感じると共に、皆様には、より一層行政にご関心を寄せて頂きたいと思っております。

＜条例案の主な内容＞

- * 市内を7区域に分けて規制内容を定めています。
- ・屋上看板の禁止
建物の屋上に設置されている看板を全面禁止
- ・突き出し看板の大きさ規制
ビルの側面に設置されている看板の高さ4.5m以下と大きさを1㎡以内に規制
(景観だけでなく、札幌市で看板の落下事故に伴い安全性の向上も目的としています。)
- ・看板の色の規制
建物に対する色彩の規制は既に行っていますが、看板にも規制を行う予定です。
(彩度&明度により、禁止色・アクセント色・規制色と段階的に規制を行う予定です。)
- ・看板面積の規制
店舗面積に比例した看板面積の規制。
- ・看板改修に対する助成金&罰金
看板改修時の助成金と、違反した際の罰金制度があり。



＜わたしの場合はどうなるの？＞

今条例は、地域によって規制内容が異なります。ご自分の看板について具体的な詳細をお知りになりたい方は、お問い合わせが可能です。

都市計画課 ☎0797-38-2109